平成２３年（フ）第７１号
長崎県大村市久原２丁目955番地７、前住所長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊324番地１
債務者　土井　勘二（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長崎県大村市古町２丁目432番地28　古町22号
債務者　川越美也子（旧姓大町）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
長崎県諫早市若葉町510番地48　プチメゾン若葉ＡＤ101号、前住所福岡県北九州市門司区梅ノ木町３番15―503号
債務者　堀切　義幸
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の４―805号、従前の住所神戸市垂水区天ノ下町９番８号
債務者　春木理佳子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７０号
神戸市灘区赤坂通８丁目１番14号プレステージ赤坂403号
債務者　平沼嶺こと　尹　　嶺
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６４号
神戸市兵庫区大開通10丁目２番15―711号
債務者　雑部　信人
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７４号
神戸市兵庫区駅前通４丁目２番３号池田ビル西101
債務者　新庄優理こと　藤野　裕美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８１号
神戸市長田区御船通４丁目３番地、従前の住所神戸市須磨区横尾３丁目11番地の14
債務者　木村　弘志
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０８号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地　市営竜が台住宅11―405号
債務者　石川　和則
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２６号
神戸市北区南五葉２丁目４番33―503号
債務者　王　亜紀子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５０号
神戸市長田区松野通２丁目４番４―303号
債務者　浅野　友香（旧姓山﨑・沖野）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
高知県長岡郡大豊町川戸348番地
債務者　上村美香子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８７号
高知市潮見台３丁目120番地
債務者　谷岡　幸雄
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４８号
仙台市青葉区折立４丁目10番17号
債務者　安達みどり
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
仙台市太白区青山２丁目５番12号　アドバンス青山101
債務者　菅原真佐子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７００号
仙台市若林区沖野４丁目４番１―211号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
宮城県東松島市大曲字横沼21番地５、前住所宮城県石巻市水明北１丁目10番11号　グランデール水明北Ｖ102号
債務者　鈴木　茂男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係